

〈3〉「市民自治」の包括的な支援と政策づくりに関する研究

市政研究センター 専門研究嘱託員 岡田 雅代

1 はじめに

(1) 本研究の視点と目的

近年、宇都宮市だけでなく都市・地域内分権が課題となっている自治体は多いが、団体自治からの観点だけでなく、地域住民の主体的な参画による「市民自治」からの観点も重要である。

市民参加に関しては、参加が義務化された都市計画マスターplanの策定²を契機に、市町村単位の部門別マスターplan³策定や条例制定など、政策づくりへの参加が本格化した。委員会の公募も一般的になり、参加形態も100人委員会や意欲があれば参加可能なワークショップなど、参加機会の増加や手法が多様化している。こうした市民のエンパワーメントと同時に活性化したテーマ型まちづくり⁴を中心に、市民の自発的なまちづくり活動支援として、新たに設置した担当課やまちづくりセンターをはじめとする外郭団体などにより、市民活動支援を行う自治体も増加している。

地域単位のまちづくりに関しては、市民に身近な地域課題の把握や現場に近い地域での協働の取組の必要性から、1970年代に始まるコミュニティ

¹ 本研究では、地縁組織だけでなく、任意の市民団体やNPOも含めた複数の市民による自発的な地域でのまちづくりに関する概念やその活動のことを「市民自治」とする。

² 平成4年都市計画法の改正による都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的方針」をさす。

³ たとえば、緑のマスターplanなどをさす。1990年代より、総合計画を除く市区町村レベルの部門別計画が増加している。

⁴ 緑や福祉など特定のテーマを中心に活動する市民活動を指す。地域に必ずしも捉われないことから、地縁組織による活動との関わり方が課題となっている。

イ行政の制度改正を行う中で、地域単位のまちづくりが再度見直されるなど「市民自治」に関連した制度や施策は深化しつつある。一方、地縁型まちづくり⁵とテーマ型まちづくりの関わりの薄さや、「市民自治」に関する制度の運用面での課題が指摘され始めている。

そこで、本研究では、都市・地域内分権を進めている他都市の「市民自治」に関連した施策や運用状況を参考しながら、宇都宮市の現状と課題を整理し、地縁型まちづくりとテーマ型まちづくりが共に響きあう「市民自治」の包括的な支援と政策づくりについて、めざすべき方向性を提示するものとする。本稿は、その中間報告として、他都市の「市民自治」に関連した施策を中心に報告を行う⁶。

(2) 「協働のまちづくりの場」の概念（試論）と「地域まちづくりフォーラム」の課題

前節で述べたような、市民の自発的・自立的なまちづくり活動も発展段階に入りつつある。たとえば、特定課題だけでなく総合的に地域のまちづくりに取り組む市民組織の設立や、その組織同士の連携による取組も行われている。

一方、市民の主体的な運営を尊重しながらも行政が事務的支援を行なながら、総合的に地域のまちづくりに取り組む「協働のまちづくりの場」を

⁵ 町内会・自治会など地区単位でのまちづくり活動を指す。

⁶ 本稿は、福岡市（平成19年9月）・世田谷区（平成20年2月）の視察成果をあわせ、以下の論文を加筆修正したものである。①千葉晋也・岡田雅代・蔵田 恵・野瀬幹生「協働型まちづくりフォーラムの役割に関する基礎的研究－川崎市7区の『まちづくり推進組織』と『まちづくり白書』の関係に着目して－」『日本建築学会大会学術講演梗概集（F-1）』、2007年8月、945-946頁、②岡田雅代・永井ふみ・千葉晋也「世田谷区地域風景資産を中心とした日常的な活動による生活景の創造－船橋小径の会による空間的ひろがりと地域コミュニティとの関わり－」『日本建築学会大会学術講演梗概集（F-1選抜梗概）』、2008年9月（掲載予定）

設ける場合があるが、行政区域全域を対象として制度化・組織化する自治体も増えている。

その背景としては、①地域特性に応じ多様化する市民ニーズを把握する必要があること、②都市・地域内分権の観点からアドホックな代表者による地域の意思形成を図る必要があること、③財政面の先細り等から、地域の課題解決に向けた取組など、これまで行政が行っていたサービスの一端を市民が担っていくことが期待されていることなどが挙げられる。

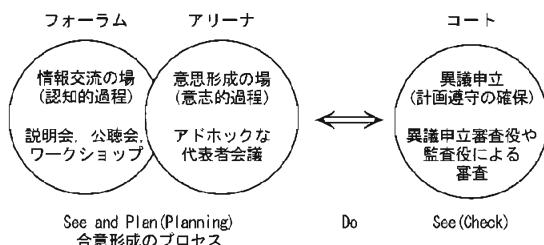


図1 計画への市民参加の場

原科編（2007）から引用

ところで、図1は、公共計画の計画策定時の合意形成プロセスにおける市民参加の場を整理したものである⁷。この市民参加の場を前述の「協働のまちづくりの場」が設けられる背景に当てはめてみると、①が「情報交流の場（フォーラム）」、②が「意思形成の場（アリーナ）」と整理することができる。なお、よく混同されるが、③については、計画実行段階という異なるフェーズになるため、合意形成上の「場」と別に整理する必要がある⁸。

さて、これまでの行政主導型の地域のまちづくりには、地域に求める役割が公共計画策定の合意

形成やその実行が主なものであったことから、前述の②「意思形成の場（アリーナ）」や③の実行主体としての役割を求められることが多かった。しかし、市民の自発的・自立的な活動が活性化する中で、公共計画の策定・実行プロセスである「See (調査) · Plan (計画) · Do (実行)」サイクルとは別の次元で、市民が自発的かつ形式にとらわれずに考え、交流する「場」の存在が重要性を増すものと考えられる。

こうしたことから、筆者は「協働のまちづくりの場」の中でも、「情報交流の場（フォーラム）」の役割に着目している。「情報交流の場（フォーラム）」は、市民同士や行政・市民間の情報交流・共有の場であるとともに、課題に応じた適正なステークホルダーの発掘や、地域サービスの一端の担いながら、市民自治を実現する人材や組織を発掘する場となり得る。言い換えると、市民自治の担い手が「協働のまちづくりの場」から発掘されたり、実施主体としてのワーキングチームが生成されたり、課題によってテーマ型まちづくりを行う市民組織が集まつてくるような、開かれた場として機能することを期待している。本稿では、このような「情報交流の場（フォーラム）」であり、かつ一定地域を対象とする「協働のまちづくりの場」のことを「地域まちづくりフォーラム」と定義し、特にその動向等を中心に調査する。

「地域まちづくりフォーラム」のメリットとしては、行政のコンセンサスを得て、支援を受けながらまちづくりを進めることができる点にあるが、協働の場面で行政が市民に丸投げして関与しないのも問題であるし、市民が行政に依存しすぎる、あるいは行政の関与が強すぎて市民の自立性が損なわれても問題である。また、まちづくりへの参加は義務ではなく、市民一人ひとりの自発性を基調とすることや、地域によって進捗状況や歩調が異なるため、全市的な制度として設置する場合、特に配慮する必要がある。

⁷ 以下の文献を参照している。原科幸彦編『環境計画・政策研究の展開—持続可能な社会づくりへの合意形成—』岩波書店、2007年、42-49頁

⁸ 地域自治組織における決定（意思形成の場）と実施の混合について論じた以下の研究があるが、「情報交流の場」においても情報交流と実施の混合について整理する必要がある。後 房雄「多様化する市民活動と自治体の再設計—地域自治組織における決定と実施の混合」『市政研究』第153号、2006年10月、8-21頁

(3) 宇都宮市の「地域まちづくり組織」と「市民自治」関連施策を検討するうえでのポイント

本市でも、平成15年までに小中学校区単位の37地区で、「地域まちづくりフォーラム」に相当する「地域まちづくり組織」が設置され、平成19年3月末の旧河内町・上河内町の編入合併を機に、2地域において时限条例による「宇都宮市地域自治会議」も新設された。後者は、市長の諮問機関として、主に「意思形成の場（アリーナ）」としての役割を担っており、前者とは性質が異なる。

「地域まちづくり組織」のモデルの1つである清原地区は、昭和59年より、市民の総合的なまちづくり活動のための組織として、「清原地区地域振興推進協議会（現名称「清原地域振興協議会」）」が自発的に発足していた⁹。その後、「地域まちづくり組織」に位置づけられ、平成20年1月からは、行政との協働により公共交通不便地域でコミュニティバスの運行も実施している。しかし、その他の多くの地域では、仕組みが先行し多少の混乱が生じているか、あまり動きがないものと推察される。

また、地域でまちづくりを進めるうえで、参加者間の緩やかな共通目標や、方向性を共有する手立てとして「まちづくりプラン」が必要と思われる¹⁰。なお、本市でも「地域まちづくり組織」単位で計画の策定が検討されている。

そこで、次章以降「市民自治」に関連した先行事例として、①「地域まちづくりフォーラム」、②まちづくりプラン、③まちづくり活動支援（資

金・拠点等）、④地縁型まちづくりとテーマ型まちづくりの関係などから示唆に富む、川崎市・福岡市・世田谷区の事例を取り上げ、その概要を紹介する。

2 川崎市「まちづくり推進組織」と「まちづくり白書」

(1) 「まちづくり白書」策定への市民参加と実現のために設置された「まちづくり推進組織」



図2 川崎市まちづくり推進組織等の経緯

千葉・岡田・藏田・野渕（2007）から引用

川崎市は面積が144.35km²、人口約133万で7区からなる政令指定都市である。地域まちづくり組織の単位は区の単位と同じで、1つの区は約14～22万の人口規模となっている。

川崎市の「地域まちづくりフォーラム」に相当する「まちづくり推進組織」は、「まちづくり白書」の実践活動をする組織として設置された（図2）¹¹。「まちづくり白書」は、平成5年に策定された総合計画「川崎新時代2010プラン」に、幅広い市民参加の機会をつくり区民総意のもと、「市民共同のまちづくり」を進める計画として策

⁹ 「とちぎ博」の開催場所だったことや、編入合併して30年が経ち地域の課題が山積していたことから、「オール清原」として設立した。略して「清振協」と呼ぶ。

¹⁰ 以下の文献では、地域まちづくり計画の重要性を指摘している。岩崎恭典「住民自治協議会の現状と課題－伊賀流住民自治その後－」『市政研究』第153号、2006年10月、22-31頁

¹¹ 以下の文献は、白書策定後に計画を実行する組織が自発的に立ち上がった地域があると指摘しており、「まちづくり推進組織」のモデルと推察される。饗庭 伸・佐藤 滋「マスター・プラン策定における市民参加プログラムの研究—川崎市の区づくり白書の取り組みからの考察—」『日本建築学会計画系論文集』第558号、2002年8月、211-218頁

表1 川崎市7区のまちづくり推進組織とまちづくり白書の関係

区	人口(人) 平成19年 4月現在	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	まちづくり推進組織名と概要	白書の名称・作成時期・特記事項	活動と白書との関係、パートナーシップの記述 (各まちづくり推進組織設置要綱より)
川崎区	208,932	40.25	5,191	「川崎区まちづくりクラブ」 ・区内を10地区に分け「まちづくりクラブ」を設置 ・任期3年ごとにやり方や仕組みを見直す ・平成8年9月～	「川崎区づくり白書～区民のまちづくり宣言～」 ・平成9年策定 ・平成7年9月～平成8年3月10地区にまちづくりクラブを作り、地区ごとの提案をまとめた。	・「川崎区づくり白書」の実現をめざす、区民の、区民による、区民のためのまちづくり組織。 ・行政が主体となって進めるべき事業、区民と行政が共同して進めるべき事業、区民が主体的に取り組み、行政が支援していくべき事業に大別し、それぞれの方向で実現を図る。(HPより)
幸 区	145,082	10.09	14,379	「幸区まちづくり推進委員会」 ・地域団体からの推薦及び公募区民で構成 ・任期2年 ・平成12年3月～	「幸区づくり白書・41の提案わいわいまちづくり」 ・平成9年策定 ・3年間にわたり区民が話し合いを重ね、幸区のまちづくりの課題や将来像を「区民提案」としてとりまとめた。	・幸区民が自らの地域に対して、区民が相互に話し合い具体的な対応を討議及び実践する場として幸区にまちづくり推進委員会を組織する。 ・幸区区づくり白書の提言を推進し、区民意見の集約や合意形成を図るとともに、幸区のまちづくりに關わる課題を把握し、問題解決のための討議ならびに実践活動を行う。
中原区	217,135	14.81	14,661	「中原区まちづくり推進委員会」 ・区民と地域団体、企業及び労働団体等を代表する委員からなる ・任期2年 ・平成11年8月に発足	「もっとすてきに中原」 ・平成10年策定	・中原区のまちづくり課題について、区民の合意形成を図り、区づくり白書『もっとすてきになから』の成果をふまえて、区民と行政のパートナーシップによる住み良い魅力あるまちづくりを推進するために、中原区まちづくり推進委員会を設置する。
宮前区	209,789	18.60	11,279	「宮前区まちづくり協議会」 ・公募による区民、学識経験者、地域団体代表、企業代表、行政機関代表、その他からなる ・任期2年 ・設立は平成11年	「宮前区づくりプラン」 ・平成9年3月策定 ・平成6年に発足した区づくりプラン策定委員会が、約2年半かけて策定。区民の意見を聞くまちづくり広場を約30回行った。参加のべ700人。策定期会議はのべ200回	・宮前区のまちづくりの課題について、区民の合意形成を図り、行政とのパートナーシップによる魅力あるまちづくりの推進のため、また「宮前区区づくりプラン」(平成9年3月31日策定)の推進及び実現を目的として宮前区まちづくり協議会を設置する。
高津区	208,467	17.10	12,191	「高津区まちづくり協議会」 ・団体推薦、公募委員からなる ・任期2年 ・平成11年9月	「キラリたかつ」「歩きたくなる高津～市民が描いた高津まちづくりビジョン(新白書)」 ・平成5年策定(旧) ・平成15年策定(新) ・旧白書は、実現のための事業提案をまとめた内容。10年後に新白書。	・高津まちづくりビジョン「歩きたくなる高津」(新白書)の提案をはじめ区内の諸問題について、区民が相互に話し合い、行政とのパートナーシップにより、住み良い高津区のまちづくりを促進するため、高津区まちづくり推進組織を設置する。
多摩区	205,929	20.39	10,100	「多摩区まちづくり推進協議会」 ・団体推薦、公募委員からなる ・委員は60人 ・任期2年 ・平成12年4月～	「輝け多摩」 ・平成9年3月策定 ・平成6年12月、多摩区区づくり白書策定委員会がスタートし、7つのテーマを中心に検討。	・住みよい魅力ある多摩区のまちづくりを推進するために、市民の主体的な参加による課題提起やその解決のための実践活動を行う場として、多摩区まちづくり推進協議会を設置する。 ・市民と行政の役割分担を念頭に置いていたパートナーシップによる、市民の自発的なまちづくり活動。
麻生区	159,579	23.11	6,905	「麻生まちづくり市民の会」 ・麻生区在住または在勤の個人、市民団体やグループ、企業等に所属する個人からなる ・会員の定員は150名をめど ・任期3年 ・平成15年～(その前の3年間は「麻生まちづくり会議」(平成12年2月～)の名称で活動)	「ともに創りあげる麻生」 ・平成10年5月策定 ・平成7年3月に「麻生区区づくり白書策定委員会」が発足。各種団体等へのヒアリングやアンケート、フォーラム等区民との意見交換等を行った。	・市民が行政とともに、麻生区のまちの課題を解決し、住み良いまちづくりをすすめることを目的とする。 (以下、活動内容の記述あり) ・市民と行政が連携して行うパートナーシップ型事業等市民参加の企画推進を行う活動 ・市民活動を支える環境整備を行う活動 ・前述組織「麻生まちづくり会議」では、区づくり白書の提案を継続的に進めていくことを活動目的の1つとしていた。

千葉・岡田・藏田・野淵(2007)を基に筆者加筆修正

定が位置づけられたという¹²。策定時期は区ごとに異なるが、策定委員会等を設け、さまざまな市民参加手法を取り入れながら、平成3～10年までの期間に策定され、まちづくりの課題と解決方法を示し将来像を提言した。

(2) 区ごとに異なる「まちづくり推進組織」と「まちづくり白書」

¹² 吉村輝彦・原料幸彦「都市マスター プラン策定システムのデザインへの市民参加に関する研究－川崎市宮前区を事例として－」『日本都市計画学会学術研究論文集』第31号、1996年、319-324頁

「まちづくり推進組織」は、区ごとに委員任期や組織構成、成果の求め方等が異なるが、おおむね公募や地域団体からの推薦で任命された委員で構成され、50～100名程度が参加し、任期は2～3年となっている。7区中5区で「まちづくり白書」を組織活動の根拠とし、行政との協働(パートナーシップ)によるまちづくりの推進を明確に掲げている地域が多い(表1)。一方で、策定から10年あまりが経過し、活動目的として「まちづくり白書」の実現を設置要綱に示さない区や、当初の計画目標に照らして活動内容が合致しているかどうかを検証し提言をまとめるなど、「まち

づくり白書」を見直す区も出てきている。

(3) 新たな協働のまちづくりの場「区民会議」の設置と「まちづくり推進組織」の役割の転換

最近の特筆事項として、新たな「協働のまちづくりの場」が設置されたことが挙げられる(図2)。平成17年4月に「川崎市自治基本条例」が制定され、条例に基づく組織として1年の試行期間を経て、平成18年に「区民会議」が設置された。この会議は各区ごとに約20人の委員で構成され、地域課題の共通理解を図り、解決の方向性や解決方法を具体的に審議することを目的としている。既存組織との違いが不明確だが、「まちづくり推進組織」の役割を、まちづくりの中間支援機関として検討するなど、区ごとに見直しを始めている。「区民会議」が地域のまちづくりに関する「意思形成の場(アリーナ)」として、「まちづくり推進組織」が、今後、地域のまちづくりに関する「情報交流の場(フォーラム)」としての役割を担うものとすれば、その関係が理解できる。「区民会議」や「まちづくり推進組織」が区単位であり、実施主体とするには広域で人口も多いことからも、課題に応じて実施主体としての部会を立ち上げたり、関連する既存のまちづくり組織が集まってくるようなプラットホームとしてその役割を転換していくことが期待される。そのため、参加者の緩やかな共通目標や方向性を共有できるよう、「まちづくり白書」の再評価をし、適宜見直していくことが必要と思われる。

3 福岡市の「自治協議会」と「活力あるまちづくり支援事業」

(1) 地域コミュニティの支援強化

福岡市は、面積が340.96km²、人口約142万で7区より構成される政令指定都市である。地域まちづくり組織の単位は146小学校区となって

いる。

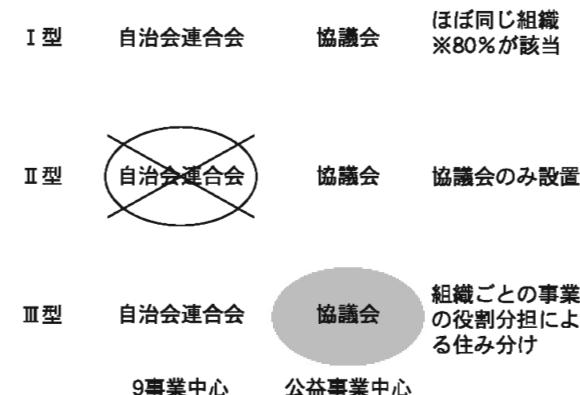


図3 「自治協議会」と自治会連合会の関係

筆者作成

福岡市の「地域まちづくりフォーラム」は「自治協議会」がこれに相当するが、区政推進とともに地域コミュニティ支援を強化する制度改革の一環で、平成16年度から取組を実施している。「自治協議会」は、地域の市民団体の連携・調整の必要性から小学校区ごとの市民団体のプラットホームを目指しており¹³、設立は地域の自主性にまかされている。この組織は平成16年度から同時に実施されている「活力あるまちづくり支援事業」¹⁴と対をなすものである。「自治協議会」設立にあたっては地域の8割以上の町会・自治会が参加するなどの要件があるが、「活力あるまちづくり支援事業」として補助金がまとめて交付されることで、地域の裁量が強くなる。また、まちづくりプランとしては、単年度ごとの申請時に提出する事業計画がある。

制度の実施から約3年半経過した平成19年9月現在で、96%の小学校区で「自治協議会」が立ち上がっている。しかし、既存の自治会連合会も小学校区単位のため、「自治協議会」の8割では、

¹³ 福岡市「コミュニティの自律経営に向けて 生き生きとしたコミュニティに向けて(概要版)」福岡市、2005年4月

¹⁴ 団体ごとに交付していた9つの補助金を1つにまとめ、一括交付することにより、9つの必須事業のほか、自主的活動に充てるなど柔軟な対応を可能とした制度。

協議会長を自治会連合会長が務めており(図3),組織の役割分担を図るうえでの課題になると思われる。このほか、約50年続いた町世話人制度の廃止にともない、広報の配布を事業者や自治会に委託するなど、コミュニティの自律に向け、支援を個人から地域や地区のまちづくり組織へと転換させている。

(2) コミュニティ活動の拠点としての公民館

福岡市では、ほぼ小学校区単位に公民館が設置されている(144館)。公民館は、前述の施策とともにコミュニティの核となる施設であることが条例に明文化され、所管が教育委員会から区に移されるなどの制度改革も行われた。あわせて小学校区単位で区役所地域支援課の担当係長があり、公民館をベースに地域住民と密に情報共有を図っている¹⁵。施設としては地縁組織を利用対象の中心とする地域団体室や、会議室、調理室、和室、老人会室、児童等集会室などもある複合施設となっている。聞き取り調査を実施した中央区簀子公民館では、地域団体室の一部が簀子自治会連合会事務局として利用されていた。「自治協議会」会長の約8割を自治会連合会長が務めていることもあり、公民館が「自治協議会」の拠点にもなっている。

(3) テーマ型まちづくりを支援する「やるき応援事業」

その他、コミュニティ活性化に向けた支援事業で主だったものとしては、地域課題の解決や地域活性化につながる活動を対象とする「やるき応援事業」¹⁶があり、テーマ型まちづくりを中心に、区

¹⁵ 聞取り調査した中央区では週に最低2回程度は、公民館長と公民館主事に話を聞きに出向いているという。公民館長・主事は、地域や館長推薦による非常勤特別職員である。

¹⁶ 市民活動全体を対象とした一般財源によるものと、環境部門を対象としたゴミ袋の有料化によってできた環境ファンドがある。

単位で資金面からの活動支援を行っている。

4 世田谷区「地域風景資産」と「身近なまちづくり推進協議会」

(1) 「新たな出張所」と「身近なまちづくり推進協議会」

世田谷区は面積が58.08km²、人口約83万で、総合支所のある5地域に区分される特別区である。平成3年より本庁・総合支所・出張所の三層制の地域行政を進め、出張所については平成17年より「新たな出張所」として、まちづくりの拠点として位置づけられた。「新たな出張所」と「地域まちづくりフォーラム」の単位は一致している¹⁷。世田谷区の「地域まちづくりフォーラム」は、平成7年から発足する「身近なまちづくり推進協議会」であり、町会・自治会、民生委員、日赤、社会福祉協議会、青少年地区委員会など地縁組織や各種団体の推薦者より構成されている。

(2) 重層化する参加のまちづくりの施策

一方、世田谷区の参加のまちづくりは、昭和50年の区長公選制以降、防災まちづくりを契機に始まった「街づくり協議会」¹⁸の活動や、昭和57年に設置された旧・都市デザイン室などによる公共建築周辺整備事業への市民参加、さらにまちづくりコンペや講座などの普及啓発事業を行なながら、約30年が経過する。まちづくりセンタ

¹⁷ 人口16,000～57,000を対象とする「新たな出張所」は、市民と協働のコーディネーター役として期待され、地区まちづくり支援とともに窓口サービスを7出張所で行い、残り20か所のまちづくり出張所では、地区まちづくり支援を中心に行っている。世田谷区「新たな地域行政の推進について(最終報告)」世田谷区、2005年11月

¹⁸ 神戸市や世田谷区で1980年前後から始まる、地区単位のまちづくり組織だが、重点地区を中心に課題対応型の活動を行うため、既往研究の多くはテーマ型まちづくりと位置づけている。

一や「公益信託世田谷まちづくりファンド」なども、1990年代初頭から設置されており、近年では、本庁に市民活動支援室も設置され、地域コミュニティ活性化事業として、地域の課題解決や魅力アップに取り組む団体への補助事業が始まった¹⁹。このように、参加のまちづくりや支援が重層化する中、技術や知識のともなった市民が、地域単位のまちづくりに関わりをもつ事例がみられるようになった。

(3) 協働による世田谷区「地域風景資産」の選定

筆者も継続的に参画する「地域風景資産」は世田谷区風景づくり条例に基づく地域資源である。技術や知識のともなった市民がこの仕組みづくりの段階から参画したこと、4つの選定条件²⁰の下、市民と行政の協働によって現場確認や公開選定を行う選定プロセスが構築された。同条例の「界わい宣言」とともに市民主体の取組として位置づけられ、「地域風景資産」の推薦者は、選定プロセスの中で4つの条件に対応した「風景づくりプラン」を提出し、選定後は活動人として、「地域風景資産」を手がかりに景観まちづくり活動を進めることになる。このように、景観まちづくりを行う対象（場所）が特定されることと、活動を主体的に進める人（仲間）がいることが特徴として挙げられる。

第1回「地域風景資産」は平成14年12月に36か所選定され、さらに、平成20年3月に第2回「地域風景資産」として30か所選定された。第1回の選定から5年経った現在（平成20年3月）、活動

の活発な地域風景資産を中心に、住民・事業者・行政の協働による景観まちづくりへと広がりを見せていく。

(4) 「地域風景資産」を手がかりとする日常的な景観まちづくり活動とその効果

その代表例として、船橋小径の会（以下「小径の会」という）により活動が展開されている「地域風景資産・季節の野草に出会う小径（以下「小径」という）」における日常的な景観まちづくり活動を通じた近隣への空間的ひろがりや、地域コミュニティとの良好な関係について、以下に紹介する。

1) 小径と周辺地区の概要

小径のある船橋まちづくり出張所（以下「出張所」という）の管轄する船橋地区周辺は、畠や企業の研修所・寮、テニスコートなどが多かったが、近年、それらがマンションに変わりつつある。小径周辺も例外でなく、「地域風景資産」の選定前後に、小径沿いにマンションが3棟新築された。

小径は、都立高校敷地内にかつてあった烏山川に流れ込む小さな川筋と東京都から移管された区道が、その後周辺部に移設されて暗渠となり、未供用であるが世田谷区が管理する道となった。こうした複雑な背景もあり、選定当時は、約30年前に整備された中央に植栽帯のある一見変哲のない未舗装の土の道であった。

2) 小径の会と小径を中心とする日常的な活動

推薦時には1人だった小径の会は、現在約70名の会員からなり、風景づくり活動団体としての認定のほか、小径の管理協定が世田谷区と取り交わされている。選定時に提出した「風景づくりプラン」はあるが、事業計画を提出しながら、種々の活動助成を継続的に受け、活動を進めながら、中長期的な将来像を会員とともに描き膨らませている。

小径の会による活動の1つに、定期的な小径の

¹⁹ たとえば、平成19年度は113の補助金交付決定団体があるが、公開審査によるテーマ型まちづくりの応募が多い「公益信託世田谷まちづくりファンド」と比べ、地縁型・テーマ型まちづくりの双方が混在している。

²⁰ ①風景としての資産の価値があること、②地域の共有・共感があること、③風景づくりのアイディアがあること、④コミュニティづくりにつながるアイディアがあること



図4 船橋身近なまちづくり推進協議会

岡田・永井・千葉 (2008) から引用

管理がある。小径の特色である「野草」を残すために、園芸種でない植物を育てたり、適度な加減で草むしりを行う、あるいは、地域住民から行政へ届いた苦情に対し、自分たちにできることで対応するといった、きめ細かな管理を行っている。

2つめに、活動や小径に関する出来事などを載せた通信を発行し、地域に情報を提供するとともに、地域住民から得た小径の良さや船橋の原風景を通信に掲載し、会員や地域住民と双方向のやりとりを行っている。配布は出張所の範囲を超えて、小径を利用する人を想定しながら行っている。

3つめは、小径自体を楽しむ活動である。野草を活用した寄せ植えやリースづくり、染め物などの手仕事の講座、写真ワークショップ・絵本づくりなどを企画し、日常的に小径を活用して楽しんでいる。こうした活動に参加した住民から話を聞いたり、仲間が増えたりしている。また、地区内の子どもや高齢者に関する行事で、まち歩きや散歩のコースとして活用されるなど、裏道になりがちな土の道に、いつも人がいて安心して通れることが、地域住民にも認知されつつある。

3) 小径周辺の空間への働きかけと影響

こうした日頃の活動の成果は、隣接するマンション計画や、世田谷区による小径や取付道路の整備計画に、具体的に現れ始めている。たとえば、隣接するマンション計画に際して、条例による行政と事業者の協議も行われたが、小径の会による自発的な事業者への働きかけにより、マンション

の植栽や擁壁の計画に、かつて川のあった原風景のイメージを提示し、マンション境界部は小径に配慮したデザインとなった。また、小径自体の整備工事も行われているが、小径の会による整備計画への詳細な提案や施工参加などがあり、かつて川のあった原風景や、野草の生える土の道として再生されつつある。

4) 地域コミュニティとの関わり

景観まちづくりのテーマ型活動とも言える小径の会の活動と「地域まちづくりフォーラム」である「身近なまちづくり推進協議会」との関わりは、出張所によるアドバイスがきっかけだったという。小径の会の代表者は、船橋地区でも大規模な自治会からの推薦者として参加している（図4）。月に1回程度会議が開催され、小径の会の活動は同協議会の緑化活動として位置づけられている。その都度、小径の会の活動や提案について報告があり、支援の要請や地域住民からの意見聴取など、地域で緩やかな承認を得る場となっている。その他、隣接する都立高校や児童館、子どもに関する地域団体を通じて、子どもだけでなく、親との良好な関係も築きつつある。

5 まとめ

以上、「情報交流の場(フォーラム)」としての「協働のまちづくりの場」である「地域まちづくりフォーラム」を中心に、川崎市、福岡市、世田谷区の事例の報告を行った。次年度は、本市の「地域まちづくりフォーラム」について、現状と課題を整理しながら、地縁型まちづくりとテーマ型まちづくりが共に響きあう「市民自治」の包括的な支援と政策づくりについて考察する予定である。